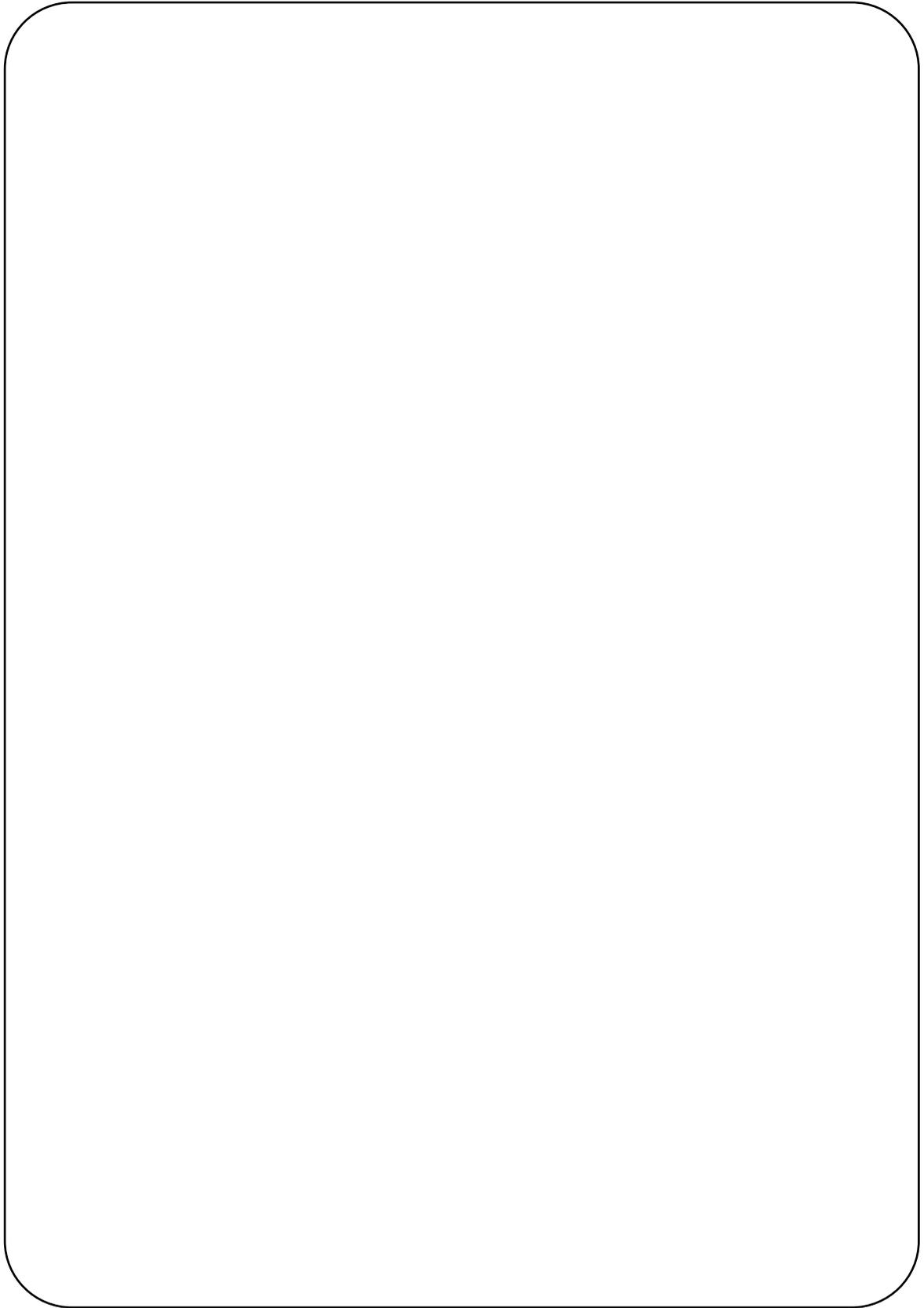


第3次草津市環境基本計画（案）

～ 環境文化を礎に持続可能な社会を築く ～



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の策定根拠と位置づけ	1
2. 計画の対象範囲	2
3. 計画の期間	3
4. 環境づくりの行動主体	3
5. 計画の進捗管理と評価	4
第2章 「環境文化」のこれまで	5
1. まちの成り立ち	5
2. 都市化と公害対策の時代	5
3. 環境文化の芽ばえ ～環境に配慮する社会への広がり～	6
4. 環境文化の広がり ～市民と行政のパートナーシップのもとでの“協働”～	6
第3章 環境を取りまく現状及び国内外の取組	9
1. 草津市域の現状と課題	9
2. 第2次草津市環境基本計画の成果と課題	10
3. アンケート調査・ヒアリング調査結果	13
4. 環境の現状及び社会情勢	17
5. 国際的な動き	21
6. 国の環境政策	22
7. 県の環境政策	22
第4章 めざす環境像と基本方針	23
1. めざす環境像	23
2. 基本方針	25
3. 環境づくり行動の原則「協働」	27
第5章 環境文化を高める取組	28
1. 重点事業	28
2. 施策の体系	32
3. 基本方針ごとの施策	33
(参考資料)	53
1. 草津市の環境をとりまく現状	54
2. コラム	63
3. 用語解説	66
4. 策定の経緯	70
5. 審議会委員名簿	71
6. 諮問・答申	72
7. 条例	73

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の策定根拠と位置づけ

平成5（1993）年、国においては、日本の環境政策の根幹となる「環境基本法」が制定され、その中で環境保全に関する地方公共団体の責務について規定されました。

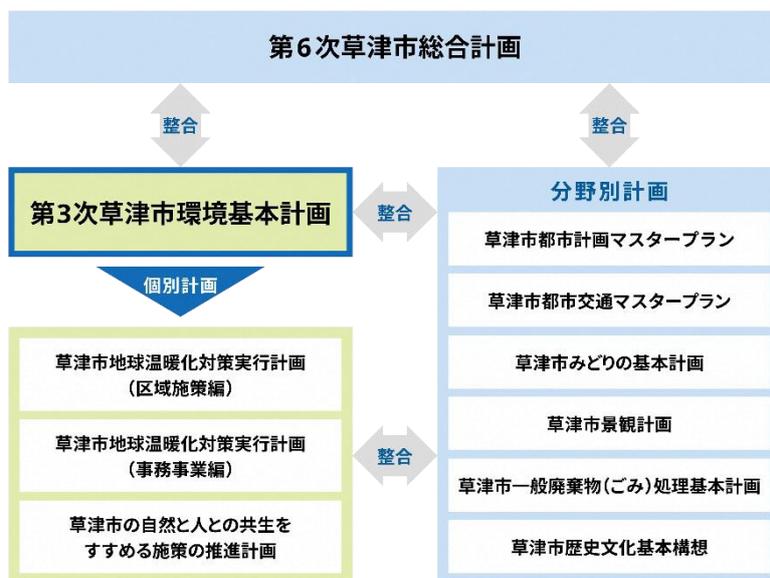
草津市においては、平成10（1998）年に「草津市環境基本条例」を施行し、その第8条には、環境基本計画の策定義務を定めています。この条例に基づき、平成12（2000）年度に草津市環境基本計画を策定し、平成23（2011）年度には第2次草津市環境基本計画を策定しました。

令和2（2020）年度に第2次草津市環境基本計画の計画期間が終了することから、環境課題の変化や社会情勢の変化を踏まえて、第3次草津市環境基本計画（以下、「本計画」とする）を策定するものです。

この度、草津市では、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とする「第6次草津市総合計画」を令和3（2021）年3月（※予定）に策定しました。この第6次草津市総合計画では、「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐふるさと 健幸創造都市 草津」（※案）をまちの将来の姿として描いています。

本計画は、この将来像の実現に向けて“環境”の側面から推進するための計画です。その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策などについては、環境分野において整合を図るものとします。

なお、本計画は、「草津市地球温暖化対策実行計画」や、「草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画」の上位計画として位置づけます。



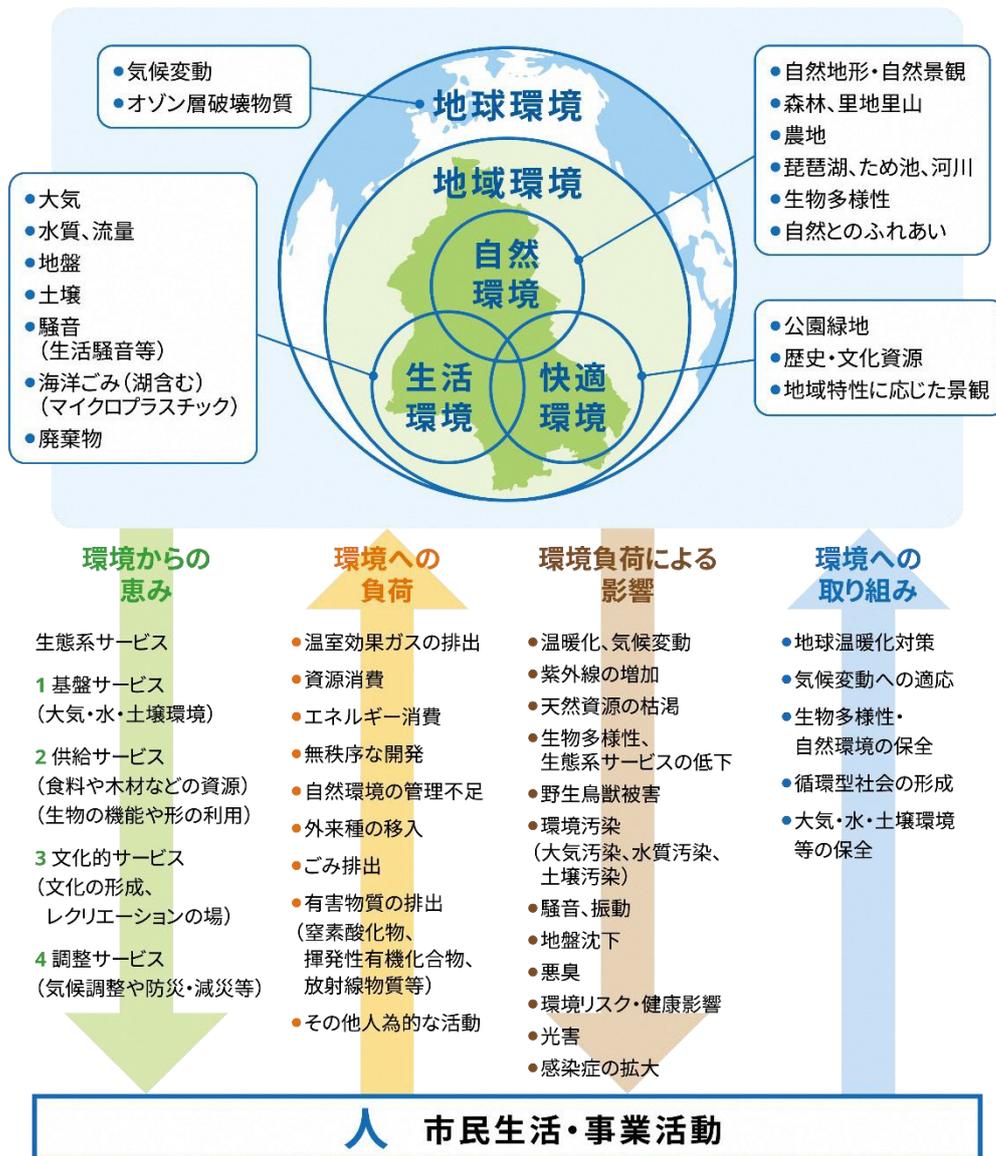
計画の相関図

2. 計画の対象範囲

(1) 計画が対象とする「環境」

本計画が対象とする環境の範囲は、地域の「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」および、それらすべてを支える「地球環境」とします。

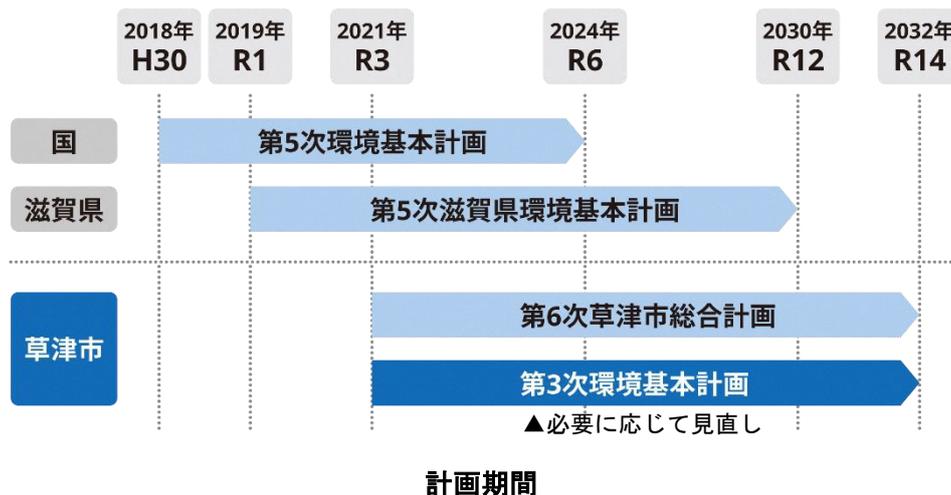
また、地球環境に影響を及ぼす「環境への負荷（資源消費、エネルギー消費等）」や、その原因になっている「市民生活・事業活動」も本計画の対象とします。



計画の対象範囲

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、第6次草津市総合計画と併せ、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間としますが、途中、国等の計画改定と整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



4. 環境づくりの行動主体

環境づくり行動の主体は、草津市で生活し、活動する個人や団体としての「市民・地域」、市内で事業活動を行う「事業者」、および「行政」の3つに大きく分けて捉えます。

なお、市外からの通勤・通学者、観光客等は「市民・地域」に、大学などの研究機関は「事業者」に、また、国や滋賀県などの行政機関等については「行政」に含むものとします。

5. 計画の進捗管理と評価

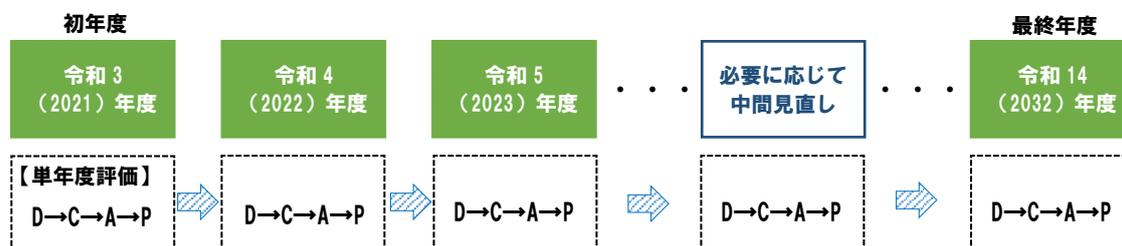
この計画に定めた施策の取り組みについては、PDCA サイクルのもとで、その進捗を管理するものとします。

※PDCA サイクルとは、PLAN (P:計画)、DO (D:推進)、CHECK (C:点検・評価)、ACTION (A:改善策) の流れを繰り返すことで、計画の実効性を高める考え方です。



PDCAサイクルのイメージ

また、施策の達成評価を含めた計画の進捗管理については、毎年、草津市環境審議会 で検証し、市ホームページや「くさつの環境」(3年毎に発行)などを通じ、広く市民に公開していくものとします。



草津市環境基本計画の進行管理イメージ

第2章 「環境文化」のこれまで

「環境文化」は、「常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つこと」を表現しています。

ここでは、都市化、公害対策の時代を経た草津市の成り立ちと、草津市の環境文化について説明します。

1. まちの成り立ち

草津市の歴史は古く、琵琶湖岸周辺には縄文時代以降、人々の活動を示す数多くの痕跡がみられます。奈良時代になると、史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡のほか、市域南部で活発な生産活動が行われてきました。



史跡瀬田丘陵生産遺跡群野路小野山製鉄遺跡

市域（南笠・野路・矢倉付近）には古代より官道（東山道）が通り、江戸時代には東海道と中山道が合流する交通の要衝として発展し、大名などの往来に利用された史跡草津宿本陣が現存します。このようななか、市域では街道沿いや平野部の田園地帯の随所に集落が営まれます。そのほとんどは米作中心の農村でしたが、湖辺の集落では半農半漁の村もあり、市域北西部の湖辺の田園地帯には琵琶湖に通じる水路（クリーク）が縦横に通じていました。

このような景観は、江戸時代から高度経済成長期まで大きく変わることはなく推移してきました。

2. 都市化と公害対策の時代

昭和 40 年代からは、国土交通幹線となる鉄道・道路が集中して整備されるに伴い、丘陵地を中心に工場が、丘陵地から平野部にかけて住宅地が急速に開発されました。

昭和 40 年代後半になると、草津市は滋賀県を代表する工業都市として発展するに伴って、企業活動の影響による公害問題が発生しました。草津市役所では公害対策係、公害分析室を設置して対応に当たりました。環境問題に対する市民意識が初めて大きな高まりをみせたのが、この時期です。

同じ時期、滋賀県南部を中心に京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まったことで、琵琶湖流域への大きな人口流入があり、琵琶湖には大量の生活排水が流れ込んだことにより、湖水の富栄養化を招きました。その結果、水道ろ過障害、水道水の異臭等につながり、昭和 50 年代以降には赤潮が発生するに至りました。



滋賀県淡水赤潮の発生現場
(出典：滋賀県提供)

3. 環境文化の芽ばえ ～環境に配慮する社会への広がり～

琵琶湖の水質問題が広く注目されるようになって、「水質悪化の有力な原因は、合成洗剤に含まれるリンである」との認識も広まり、市民運動が活発化しました。

けん引役は「草津市合成洗剤対策市民運動協議会（後の草津市水環境を守る市民運動協議会）」であり、リンを含まない“石けん”の普及を強力に推進しました。この“草津市の石けん運動”は、今もわが国の環境づくり市民運動のさきがけとされています。

その活動は滋賀県全体に広がり「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和54（1979）年）」の制定、昭和59（1984）年の「第1回世界湖沼会議」の大津市開催、その後の草津市への国際湖沼環境委員会（ILEC、昭和61（1986）年）、国際連合環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC、平成4（1992）年）の設置など、世界規模での環境づくりの礎の確立にも結びつきました。

草津市も、草津市水環境を守る市民運動協議会とともに早くから生活排水対策に注力してきました。生活排水の環境負荷を軽減するために、微細目ストレーナーと三角コーナーを開発し、安価で提供することで、市民運動と連携しながら普及に努めました。

なおその後、県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森などの魅力ある環境関連施設や JR 南草津駅や立命館大学びわこ・くさつキャンパス開設等のさらなる整備・集積も進みました。



微細目ストレーナー

4. 環境文化の広がり

～市民と行政のパートナーシップのもとでの“協働”～

第2次草津市環境基本計画（平成28年3月改訂版くさつ環境文化プラン）では、「エコミュージアムの展開」と「くさつエコスタイルの定着と発信」をリーディング事業として位置付け、市内にある様々な施設や活動団体等と連携した体験学習プログラムの開発・実践など、環境行動を推進する仕組みをつくりました。

平成13（2001）年には、「こどもエコクラブ全国大会」の会場市となったことをきっかけに、翌年度から「こども環境会議」を開催し、令和3（2021）年度で20周年をむかえました。また、地球温暖化防止の啓発を目的に「地球温暖化防止フェア in びわこ・くさつ（平成19（2007）年）」を全国に先がけ開催し、約24,000人の来場がありました。

さらに、市民・事業者・民間団体および行政等の協働による地域の地球温暖化防止市民運動を構築することを目的とした「草津市地球冷やしたい推進協議会」を平成21（2009）年に設立しました。会員数は、設立当初の24者から、73者（令和2（2020）年4月時点）へ推移しており、地球温暖化対策に取り組む協働の輪が広がりを見せています。



「環境文化」について

琵琶湖周辺で暮らす人々は、古くから生業や生活の中で琵琶湖の水や自然とかがわる暮らしをしてきました。しかし、昭和30～40年代の高度経済成長期以降、大規模な工場の進出や市街地に住む人の増加により、暮らしを支える環境に変化を生じさせました。

また、経済活動が飛躍的に発展し、物質的な豊かさや便利さをもたらした一方で、心の豊かさを支える社会の在り方にひずみが見られ始めました。

さらに近年の環境問題は、地球温暖化問題など地球規模のものも数多く生じ、また、経済活動や社会のあり方とも絡み合う、複雑なものとなってきています。

こうした複雑な環境問題を解決していくためには、私たちが当たり前のように続けている生活や事業活動を見直して、環境への負荷が少ないものへと変えていくことが大切です。しかし、便利さに慣れ親しんだ生活を急に变えることは容易ではありません。また、一人ひとりの努力だけでは限界もあります。

ここで、1本の本を考えてみましょう。



木は小鳥や昆虫のすみかとなり、木陰をつくって夏の暑さを和らげ、根は地下水を蓄え、葉は空気の汚れや地球環境問題の原因となる二酸化炭素を吸収してくれます。また、新緑や紅葉は季節を伝え、その姿は街にうるおいを与えてくれます。

木の葉を一枚ちぎって、これを皿にしてごはんを盛ってみましょう。自然と季節の味わいを感じることができるでしょう。そしてその葉の皿は、土にかえすことにより、水を汚すこともなく、ごみにもならず、もう一度、次の世代の生命を育むことができます。

木を植え育てることはひとつの小さな行いです。でもこれは大きな広がりを持ち多様な環境問題を解決する糸口になるのです。反対に、ひとつの行いが様々な環境問題を引き起こす原因になっていることも考えられます。環境を知り、環境に配慮して行動すれば、小さなことでも環境を良い方向へ変えていく力に成ることが分かります。

環境問題を解決していくのは、私たち一人ひとりの責任です。常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つことを「環境文化」と呼びたいと思います。この「環境文化」を草津市に根付かせ、世代を超えて手渡していくことを環境づくりの基本に置きます。